

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

外国法人の恒久的施設とされる代理人から除外されるものについて

《内容》

提携弁護士事務所の関与先の外国法人からの問い合わせです。

この法人は、従前から日本国内にP Eに当たる代理人を置いて事業を行っており、日本において法人税を納付しています。今回、代理人を見直す予定ですが、法人税法の改正によりいわゆるP Eの代理人の範囲についての改正があったということですが、どのようなものか教えてください。

『答』

平成20年度の法人税法の改正により従前の代理人等の範囲からいわゆる独立の地位を有する代理人が除外されています。

(解説)

1 外国法人の国内における活動態様は千差万別ですが、外国法人はその国内源泉所得について納税義務を負うとされています(法法4③)。そこで、法人税法はその外国法人の活動態様に応じて課税の対象となる国内源泉所得の範囲が定められています(法法138)。

もっとも、外国法人の国内源泉所得に対し課税される租税は法人税のみではなく、所得税(源泉徴収)も課税されることになっています。

2 ところで、外国法人が国内に支店、工場その他事業を行う一定の場所(国内拠点)を租税条約上の用語では、「恒久的施設」(permanent establishment; P.E.)といい、これらのうち、①支店、工場等法第141条1号に規定する場所を特に「1号P E」と呼び、②国内において建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供を行うような拠点等を「2号P E」、③次に「3号P E」といわれるもので、国内に自己のために契約を締結する権限のある者、その他これらに準ずる者(いわゆる代理人等)を置く外国法人に係る恒久的施設に、それぞれ区分されます(法法141一、二、三)。

3 次に、ご質問のPEにあたる代理人（上記の③に該当）に関しましては、平成20年度の法人税法の改正により従前の代理人等の範囲からいわゆる独立の地位を有する代理人が除外されています（法令186）。

つまり、独立代理人とは、外国法人のために、その外国法人の事業に係る業務を外国法人とは独立して行い、かつ、その業務を通常の方法により行う代理人をいいます（法令4の4③柱書）。具体的には、次のとおりです（基通20—1—3）。

イ 代理人として当該業務を行う上で、詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である外国法人から法的に独立していること。

ロ 当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である外国法人から経済的に独立していること。

ハ 代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。

すなわち、「独立して」行っているか否かについては、代理人が本人である外国法人の事業に係る業務を行う際、本人からの詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有して自らの事業活動を行っているかどうか、代理人が、企業家として行う事業活動に係るリスクを自ら負担しているかどうか、等の観点から判断することとなります。

また、「通常の方法」により行っているか否かについては、本人の事業に係る代理人の業務が、その代理人が通常行う業務の方法又は過程により行われているかどうか、その業務が、代理人が行う取引において慣習的に行われる事業活動であるかどうか、等の観点から判断することとなります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。

予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。